

2022年4月28日

各 位

会 社 名 株式会社 I Dホールディングス
代表者名 代表取締役社長 船越 真樹
(コード：4709 東証プライム)
問合せ先 コーポレート戦略部長 荒木 靖博
(TEL.03-3262-5177)

株式給付信託(BBTおよびJ-ESOP)の追加取得にともなう 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分(以下、「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2022年5月13日(金)
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 93,900 株
(3) 処 分 価 額	1株につき金 833 円
(4) 処 分 総 額	78,218,700 円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行(信託E口)
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しています。

2. 処分の目的および理由

当社は、2015年6月18日開催の定時株主総会の決議に基づき、「株式給付信託(BBT)」(以下「BBT制度」といい、BBT制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「BBT信託」といいます。)を導入しています(本制度の概要については、2015年4月30日付「株式給付信託(BBT)導入に関するお知らせ(※1)」および2015年7月31日付「株式給付信託(BBT)導入(詳細決定)に関するお知らせ(※2)」をご参照ください。)

また、当社は、2012年8月9日開催の取締役会の決議に基づき、「株式給付信託(J-ESOP)」(以下「J-ESOP制度」といい、J-ESOP制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「J-ESOP信託」といいます。)を導入しています(J-ESOP制度の概要については、2012年8月9日付「株式給付信託(J-ESOP)の導入に関するお知らせ(※3)」および2012年10月31日付「株式給付信託(J-ESOP)の導入(詳細決定)に関するお知らせ(※4)」をご参照ください。)

今般、当社は、BBT 信託および J-ESOP 信託(以下、併せて「本信託」といいます。)の受託者であるみずほ信託銀行株式会社より、BBT 制度および J-ESOP 制度(以下、併せて「本制度」といいます。)の継続にあたり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が追加的に取得する(以下、「追加取得」といいます。)旨の連絡を受けたことを踏まえ、本制度の運営にあたって当社株式の保有および処分を行うため、株式会社日本カストディ銀行(本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者)に設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること(本自己株式処分)を決定しました。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に当社の役員等に給付すると見込まれる株式数に相当するもの(2023年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度分で29,800株)および「株式給付規程」に基づき当社の従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの(64,100株)の合計であり、2022年3月31日現在の発行済株式総数18,066,453株に対し0.52%(2022年3月31日現在の総議決権個数167,859個に対する割合0.56%(いずれも小数点第3位を四捨五入))となります。

※BBT 信託に対する追加取得の概要(予定)

取得する株式の種類 当社普通株式

取得株式数 29,800株

株式取得日 2022年5月13日

株式取得方法 当社の自己株式処分(本自己株式処分)を引き受ける方法により取得

(注)本信託は、信託財産に属する金銭(24,823,400円)を原資として当社株式の追加取得を行う予定です。

※J-ESOP 信託に対する追加取得の概要(予定)

取得する株式の種類 当社普通株式

取得株式数 64,100株

株式取得日 2022年5月13日

株式取得方法 当社の自己株式処分(本自己株式処分)を引き受ける方法により取得

(注)本信託は、信託財産に属する金銭(53,395,300円)を原資として当社株式の追加取得を行う予定です。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額については、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1か月間(2022年3月28日から2022年4月27日まで)の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である833円(円未満切捨)としました。

取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用するほうが、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスにもっとも近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額833円については、取締役会決議日の直前営業日の終値842円に対して98.93%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均843円(円未満切捨)に対して98.81%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均859円(円未満切捨)に対して96.97%を乗じた額となっています。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、とくに有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しています。

なお、上記処分価額については、取締役会に出席した監査役4名(うち3名は社外監査役)が、とくに有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希釈化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動をともなうものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

(ご参考)

※1 https://ssl4.eir-parts.net/doc/4709/ir_material1/182449/00.pdf

※2 https://ssl4.eir-parts.net/doc/4709/ir_material1/182448/00.pdf

※3 https://ssl4.eir-parts.net/doc/4709/ir_material1/182451/00.pdf

※4 https://ssl4.eir-parts.net/doc/4709/ir_material1/182450/00.pdf

以 上